

藤健福第1-581号

平成22年8月30日

居宅介護事業提供事業所 御中

藤井寺市福祉事務所長



居宅介護・重度訪問介護事業所におけるサービス提供の適正化について（通知）

平素は、本市福祉行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、大阪府が障害者自立支援法に基づく監査指導を行っておりますが、昨年度から取消処分に至る不正な事例が相次いでおります。

とりわけ、利用者が特定の従業者によるサービス提供を受けている場合に、不正請求が行われるケースが多いため、このたび、藤井寺市内の居宅介護・重度訪問介護事業所に対し、下記の事項について改めて通知します。貴事業所におかれましては、従業者にも周知徹底いただき、適正な事業運営をお願いします。

記

【留意点1】

サービス提供が居宅介護計画等どおりに適正に行われているか、管理者及びサービス提供責任者が抜き打ちでサービス提供の内容を利用者宅に訪問する等のチェックを行うこと

特定の従業者でサービス提供を行うことが恒常的に行われていると、居宅介護計画等に沿ったサービスが提供されないおそれや、サービスが提供されていないにもかかわらず、従業者が請求に必要となる「サービス実績記録票」及び「サービス提供記録」を作成し、介護給付費を請求する可能性が高くなることが考えられるためである。

【留意点2】

利用者のサービス提供は、複数の従業者によって行われるよう、勤務体制の調整を行うこと

複数の従業者がサービスに関わることにより、従業員の体調不良等によりサービス提供に入ることができなくなった際にも、他の従業者により、スムーズにサービス提供に応じることが可能となる。

また、利用者へのサービス提供の適正化が図れるとともに、利用者の ADL の変化についてもより適正に把握ができることとなる。

以上

〒583-8583

藤井寺市岡1-1-1 藤井寺市役所

電話番号：072-939-1106

FAX 番号：072-952-9503

担 当：健康福祉部福祉課